

# 特記仕様書

## 一般共通事項

- ・図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書 機械設備工事編(最新版)による。
- ・設計図書の内容に相違ある場合、明記ない場合又は異議が生じた場合は、すべて市担当職員と協議する。
- ・現場の納まり、取り合わせ等の関係で生じる軽微な変更については、市担当職員の指示によって行い、員数等の軽減があっても請負金額の増減は行わない。
- ・修繕に先立ち、各下請け業者、各職別下請け人名簿、仕様材料、メーカーの一覧表を提出し承諾を得てから、施工及び作成に着手すること。
- ・本修繕に使用する材料はJIS規格及びJAS規格に合格した製品とし、規格制定のないものについてはそれぞれの性能表を提出し承諾を受けること、又市担当職員の指示する材料、仕上げ程度、色合い程度は、見本品リスト一覧表を添え提出し承諾を受けること。
- ・修繕で汚染、損傷のおそれのある材料及び既存部分は適切な方法により養生をすること。
- ・修繕施工による振動・騒音・粉塵・その他工事公害には充分注意すること。
- ・発生残材については、建設リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法理に基づき適切な処理を行うこと。
- ・現場施工日程の調整は、事前に市担当職員と打合せにて施工すること。